

質問第四三号

新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年十二月二十一日

蓮

舩

参議院議長 山東昭子 殿

新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリに関する質問主意書

令和三年十二月二十日より、新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリ（以下「当該アプリ」という。）の使用が可能となった。このこと自体は評価できる面がある。

しかしながら、マイナンバーカードに旧姓併記がある場合などは、当該アプリが使えず一部の国民に不利益を強いるものとなっている。例えば、デジタル庁ホームページにある「よくある質問」においても、

「Q：マイナンバーカードに旧姓併記がある場合、アプリで接種証明書は発行できますか。A：近日中に対応予定です。本アプリでは、マイナンバーカードに旧姓併記がある場合は接種証明書の発行はできません。」、「Q：パスポートに旧姓・別姓・別名併記がある場合、アプリで接種証明書は発行できますか。」

A：パスポートに旧姓・別姓・別名併記がある場合、本アプリでは、それらを記載した接種証明書の発行はできません。」と記載されている。

そこで、以下のとおり質問する。

- 一 マイナンバーカードで旧姓併記をされている方も利用できる「近日中」とは、具体的にいつ頃か。
- 二 なぜ、マイナンバーカードに旧姓併記されている方が当該アプリを利用できない事態になったのか。原

因を具体的に示されたい。

三 パスポートに旧姓等併記している方については、対応の予定はあるか。あるとすればいつ頃か。

四 マイナンバーカードやパスポートでの旧姓併記に対応できていなかったことは、政府の進めるマイナンバーカードやデジタル化の普及推進にとって支障になると考えるが、政府の見解を示すとともに、理由を明らかにされたい。また、今後、同様の事態を起ささないために政府として、具体的にどのような取組をするか示されたい。

右質問する。